

○環境省令第十六号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第一百五十三号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第二十条第二項第四号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

環境大臣 小泉進次郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものよ

四 (略)
4
5
11 (略)

四 (略)
4
5
11 (略)

附 則

この省令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和元年十一月二十六日）から施行する。